

せいそう 労働者速報

2011年6月21日

NO. 1006

東京清掃労働組合
中央執行委員会
教育宣伝部

2011年度夏季一時金要求(第2回)団体交渉

職場からの切実な要求であるにも係らず、
区長会は従来の認識を繰り返すのみ

区長会「皆さんからの要求に応えられない状況にはないと判断いたしましたので、
現行の条例・規則どおりに支給することといたします」



「清掃事業の責務を負っているのは、現場を支えるという使命感で奮闘する職員」と訴える

6月21日(火)、午後6時43分から夏季一時金要求(第2回)団体交渉がもたれました。5月25日にわが組合から提出した『夏季一時金等に関する要求書』に対する回答交渉として設定されたものです。

区長会は「支給月数 2.5ヶ月」を始めとする、我われからの切実な要求には一切応えず、「特別区は依然として厳しい財政状況に直面」という従来の認識を繰り返すにとどまり、夏季一時金の支給月数については「現行の条例・規則どおりに支給することといたします」と回答しました。わが組合は「極めて不満」であることを表明しつつ、支給時期が迫っていることから「現時点においてはやむを得ないもの」と判断し、了解することとしました。

また、国家公務員制度改革関連4法案が閣議決定されたことに関連して、特別区においては統一交渉で多くの課題を解決してきた経緯を踏まえ、今後の統一交渉のあり方を含めた多くの課題についての十分な協議を求めました。

| | |
|-------|---------------|
| 期末手当 | 1.15月 |
| 勤勉手当 | 0.675月 |
| 支給月数計 | <u>1.825月</u> |
| 支給日 | 2011年6月30日 |

2011年度夏季手当（第2回）団体交渉議事録

1. 日 時 2011年6月21日（火）18時43分から18時55分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、野村副区長会副会長（港区）、生沼副区長会役員（台東区）、安井副区長会役員（板橋区）、山崎副区長会役員（江戸川区）、鎌形副管理者（特人厚）

オブザーバー：高木人事企画部長（特人厚）、澤田調査課長（特人厚）、伊藤勤労課長（特人厚）、加藤副参事（特人厚）

清掃労組：西川委員長、瀬瀬副委員長、吉田副委員長、染書記長、桐田書記次長、山崎組織部長、松本共闘部長、野崎賃金部長、森田現業部長、坂本教育宣伝部長、渡辺共闘部副部長、斉藤賃金部副部長、張替教宣部副部長

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

6月の月例経済報告は、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられる。」と述べる一方で、先行きについては、「電力供給の制約や原子力災害及び原油高の影響」等の「景気が下振れするリスクが存在する」と警戒感を示しております。

このように景気の先行きが不透明な状況のなか、特別区は、依然として厳しい財政状況に直面しており、質の高い区民サービスを提供していくためには、より一層の公務能率の向上に努めていかなければならないと認識しております。

区政を取り巻く環境が極めて厳しい状況の下、私どもは、給与をはじめとする職員の勤務条件については、社会一般の情勢に適応したものとなるよう、時機を失することなく見直しを行うことが、区民の区政に対する信頼を確保する上で、極めて重要であると考えております。

ただいま申し上げた考えに基づき、夏季一時金について、国及び他団体の状況、民間企業における支給状況等を考慮し、慎重に検討してまいりました。

その結果、夏季一時金について、皆さんからの要求に応えられる状況にはないと判断いたしましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、今後も国、他団体の動向等を踏まえ、慎重に検討してまいります。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲につきましては、国及び他団体の状況等を勘案して設定しており、現状では改正は困難であると考えております。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化するべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なる手当であります。

期末手当、勤勉手当の支給割合につきましては、特別区人事委員会の勧告内容を踏まえ、国及び他団体の状況等を考慮のうえ決定しているものであります。

現時点においては、適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、技能系・業務系人事制度について申し上げます。

職員に適用される人事制度につきましては、これまでの制度改正により所要の見直しを図っており、その運用についても、各特別区において的確な対応がなされているものと認識しております。今後も必要に応じて適切な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、業務職給料表の号給切替えに係る課題につきましては、定年の延長を踏まえ、協議をしてまいりたいと考えております。

最後に、高齢期の雇用問題等について申し上げます。

特別区における高齢期の雇用問題については、国や他団体の動向、人事委員会の意見等を踏まえ、皆さんと丁寧に協議を重ねていく必要があると認識しております。

なお、6月2日に国から「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が示されたところです。

私どもは、この基本的な考え方の課題を整理しつつ、自律的労使関係制度の措置に伴う統一交渉のあり方について、引き続き検討をしてまいります。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただ今、5月25日に私どもが提出した「夏季一時金等に関する要求書」への回答が示されました。

夏季一時金について、「皆さんからの要求に応えられる状況にはない」として「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。また、基準日主義を改め勤務実績に基づく支給を求めたことをはじめとする諸要求についても、従来の認識を繰り返すにとどまり、私どもの要求にまったく応えられていないことは、極めて不満であることを申し上げます。

夏季一時金支給月数については、民間の増額傾向を反映した誠意ある回答を求めたところですが、夏季一時金の支給時期も迫ってきており、現時点においてはやむを得ないものと受け止めます。

皆さん方からは「質の高い区民サービスを提供していくためには、より一層の公務能率の向上に努めていかなければならない」としていただきますが、特別区の清掃事業については、この10



区長会からの回答に対し、不満の意を表明する西川委員長

年余りで新規採用の抑制、非正規職員の活用や業務の民間委託が進み、大幅な職員数の減員となっています。業務の多様性や特殊性・困難度が増大する一方で、人員・機材の大幅な削減、賃金抑制ばかりを強要されるのでは、とても承服できませんし、憤りを禁じえません。

加えて本年について言えば、先の震災に伴う復旧・復興支援として、被災地への職員の派遣が行われており、各職場では派遣職員を送り出しながらも、通常の業務を滞らせることなく行い、公務公共サービスとしての清掃事業を懸命に支え続けているのです。

特別区の清掃事業の責務を負っているのは、長年にわたる知識と経験、現場を支えるという使命感で奮闘する職員であります。

公務員人件費の抑制は、劣悪な労働条件にある労働者を拡大し、区民サービスの低下を招くことにしかありません。

政府は、6月3日に国家公務員制度改革関連4法案を閣議決定しました。

また、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」では、「国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする」とし、一般職の地方公務員への協約締結権の付与等を明らかにしています。

こうした方向性からも、地方自治体においても新たな労使関係の下で賃金をはじめとする労働諸条件を決定していくこととなります。

わが組合は清掃事業の区移管以降も23区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京都を貫く単一労働組合という組織を維持し、賃金等の労働条件や清掃事業関連の課題について、統一交渉で解決を図ってきた経緯があります。

先の大震災の被災地への復旧・復興支援でも明らかなおおりに、23区間の連携・調整というスケールメリットを活かした支援は、こういう非常時にこそ力を発揮したものであり、わが組合も過去の復旧・復興支援の経験を最大限に活かすよう、清掃主管課長会との協議を重ねてきたところです。

広域的な処理体制の下で運営される特別区の清掃事業の安全性や安定性を維持するためには、23区間の連携・調整は必要不可欠なものであり、現場の第一線で職務に従事する職員で構成するわが組合との労使協議は、特別区の清掃事業の安定的な運営に大きく寄与するものです。

全国的にも例の無い特別区における統一交渉により、賃金や事業関連の課題の解決を図ってきた経緯を踏まえ、技能系・業務系人事制度の改善要求や業務職給料表の号給切替えに係る課題、高齢期の雇用問題に対する課題など、多くの課題に対する十分で丁寧な労使協議を早期に開始することを申し入れます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、清掃労組の皆さんの考え方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数につきましては、私どもの判断をご了解いただきましてありがとうございます。

特別給をはじめとする課題につきましては、今後、国、他団体の動向等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上